第１章　計画策定にあたって

第１節　計画策定の背景・目的

高齢者を地域で支えるため、市町村では、平成７年度から高齢者保健福祉計画、平成 12 年度からは高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、施策を推進しています。

本町においても、訪問、通所、施設・居住系サービスなど、様々なタイプの介護基盤が充実するとともに、おたっしゃ教室、コミュニティカフェなど、地域に根ざした介護予防や、りゅうおう健康ベジ７チャレンジ等の健康づくりの取組が進められています。

さて、介護保険制度施行から７期にわたる高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画には、大きく２つの節目がありました。

１つ目の節目は、平成 18 年度からの地域包括ケアの理念・制度の導入です。

高齢者が心身の状況に応じて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援などに関わる切れ目のないサービスを受けながら、地域で安心して暮らしていく「地域包括ケア」を具体化するため、本町においても、地域包括支援センターを設置し、高齢者一人ひとりの状況把握に努めています。

２つ目の節目は、平成 27 年度からの医療介護総合確保推進法の施行です。

長期的な社会保障財源を確保する「社会保障と税の一体改革」により、平成 26 年に消費税が８％に、令和元年には 10%に引き上げられましたが、社会保障制度改革プログラム法の医療・介護分野の個別法として同法が施行され、在宅医療・介護連携の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の導入、認知症施策の強化など、介護施策の効果を高める取組を拡大し、本町においても推進しています。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の流れ

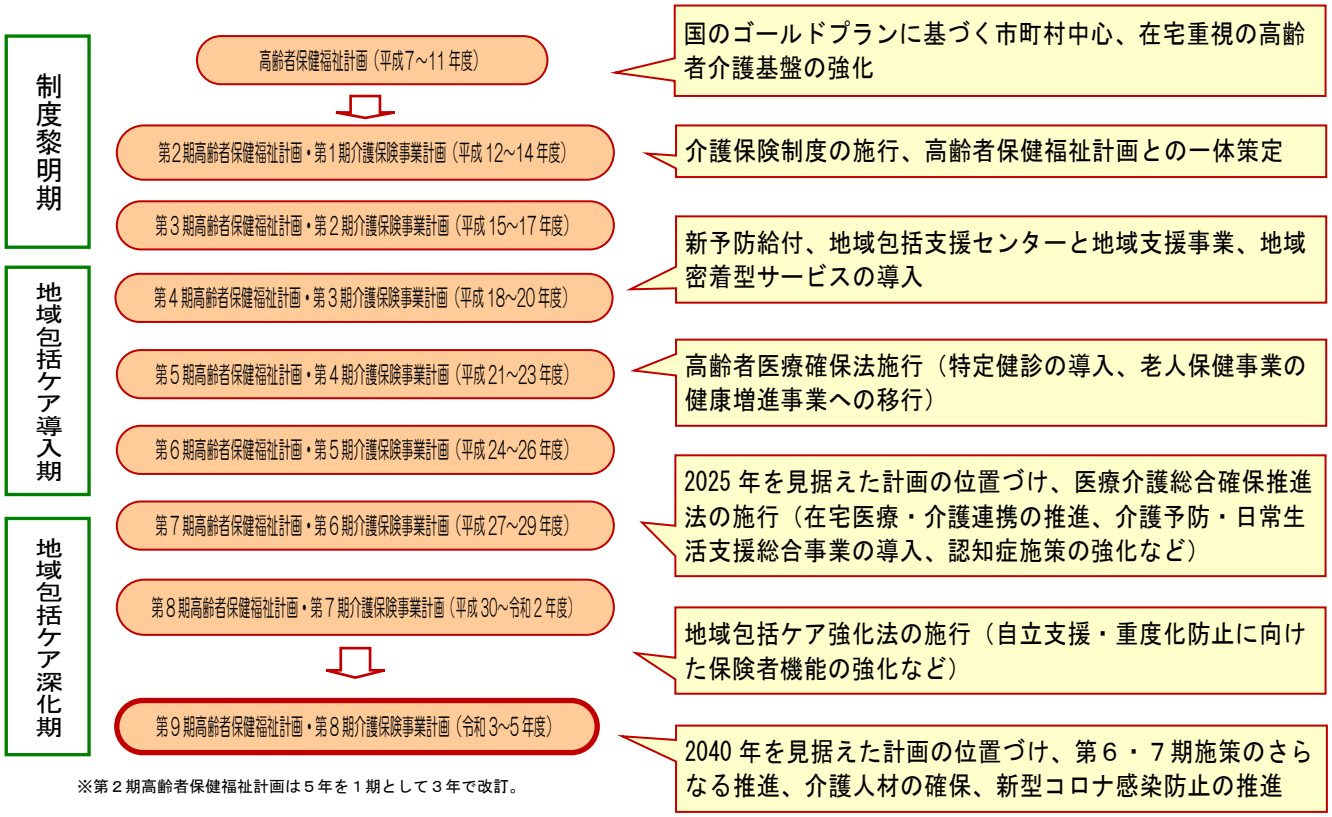

※第２期高齢者保健福祉計画は５年を１期として３年で改訂。

２つ目の節目にあたる、第６期、第７期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、長期的視点に立った計画とするため、「団塊の世代」が 75 歳以上に達する令和７年（2025 年）を見据えた目標設定を行い、「社会保障と税の一体改革」を達成するよう、高齢者介護・福祉の分野で、「地域包括ケアの深化」を図る施策を行ってきました。

こうした背景を受け、「いきいき竜王長寿プラン（竜王町高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画）」（以下「本計画」という。）は、高齢化が一層進む本町において、「団塊ジュニア世代」が 65 歳に到達する令和 22 年（2040 年）を見据え、住民、事業所、行政の協働により構築されてきた「地域包括ケア」を持続可能な形で深化・発展させていくため、関連する施策を計画的に推進していくために策定します。

第２節　計画の位置付け

１　老人福祉法、介護保険法の規定

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉計画」として老人福祉法で規定され、同法第 20 条の８第１項には、「市町村は、老人居宅生活支援事業および老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定める」とされています。ここでいう「老人居宅生活支援事業」は介護保険法施行前のいわゆる在宅福祉サービスのことで、介護保険制度施行後は介護保険サービスにスライドすることが、老人福祉法に規定されています（第５条の２、第 10 条の４）。

なお、従来、老人保健法で規定されていた「老人保健計画」の策定義務はなくなっていますが、本町では、保健施策と福祉施策の調和を保つ必要性から、その内容を盛り込むものとし、「老人福祉計画」とあわせ「高齢者保健福祉計画」と呼称します。

一方、介護保険事業計画は、介護保険法で規定され、「市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定める」とされています。

また、老人福祉計画と介護保険事業計画は、一体的に作成されなければならないとされています（老人福祉法第 20 条の８第７項、介護保険法第 117 条第７項)。

２　社会福祉法の規定

平成 29 年に社会福祉法が改正され、従来高齢者分野に限られていた「地域包括ケア」の理念を普遍化し、「地域共生社会づくり」として、個別福祉分野の縦割りにとらわれない包括的な支援体制を構築していくこととなりました。これは、「全世代型社会保障」をめざす社会保障改革の一環とも言えます。

「地域共生社会づくり」は、「80 代の親とひきこもりの 50 代の子」など、世帯単位で複数の課題を抱えるような「制度のはざま」の課題が顕在化する中で、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながる社会づくりをめざしています。

同法第 107 条では、「市町村地域福祉計画」を「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など福祉分野における計画の上位計画に位置づけ、各福祉分野で共通して取り組むべき事項を定め、推進していくこととなっています。

〔参考〕「地域共生社会」の実現に向けて

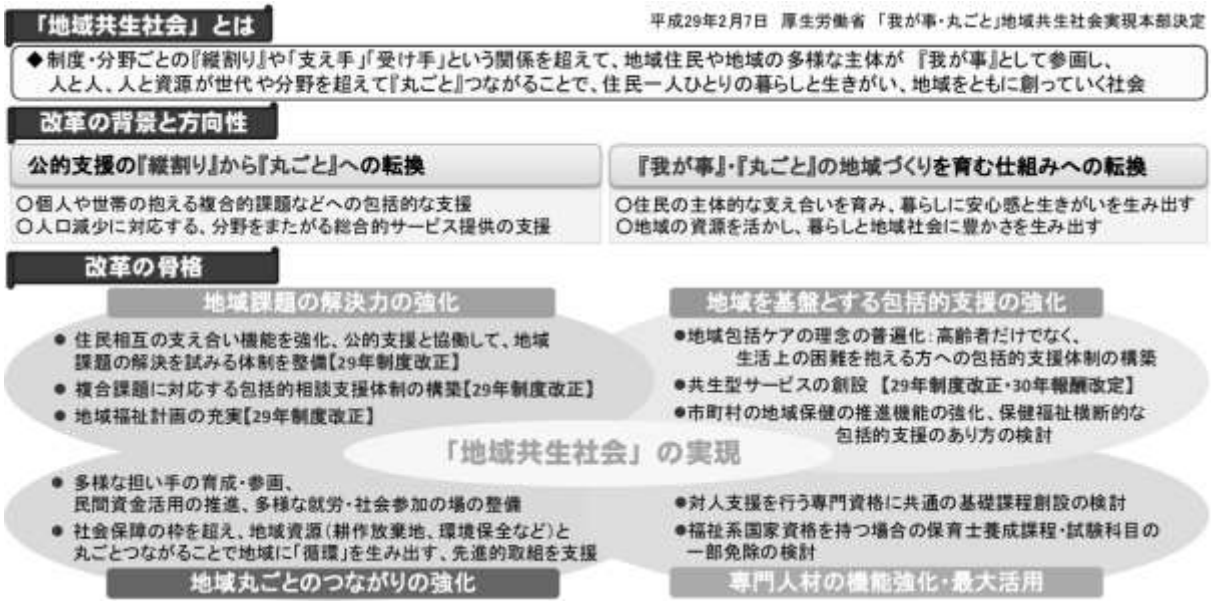

資料：厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 「『地域共生社会』の実現に向けて」（平成 29 年２月）（抜粋）

３　関連計画・指針

本計画は、竜王町総合計画をはじめとする国・県・町の関連計画・指針との整合を図りながら策定・推進します。

福祉分野では、地域福祉計画が掲げる基本理念『みんなの「あい」でつくる 福祉のまち竜王』をめざし、高齢者・障がい者、子ども・子育てなど、各分野の関連計画と整合を図りながら策定・推進します。

関連計画・指針

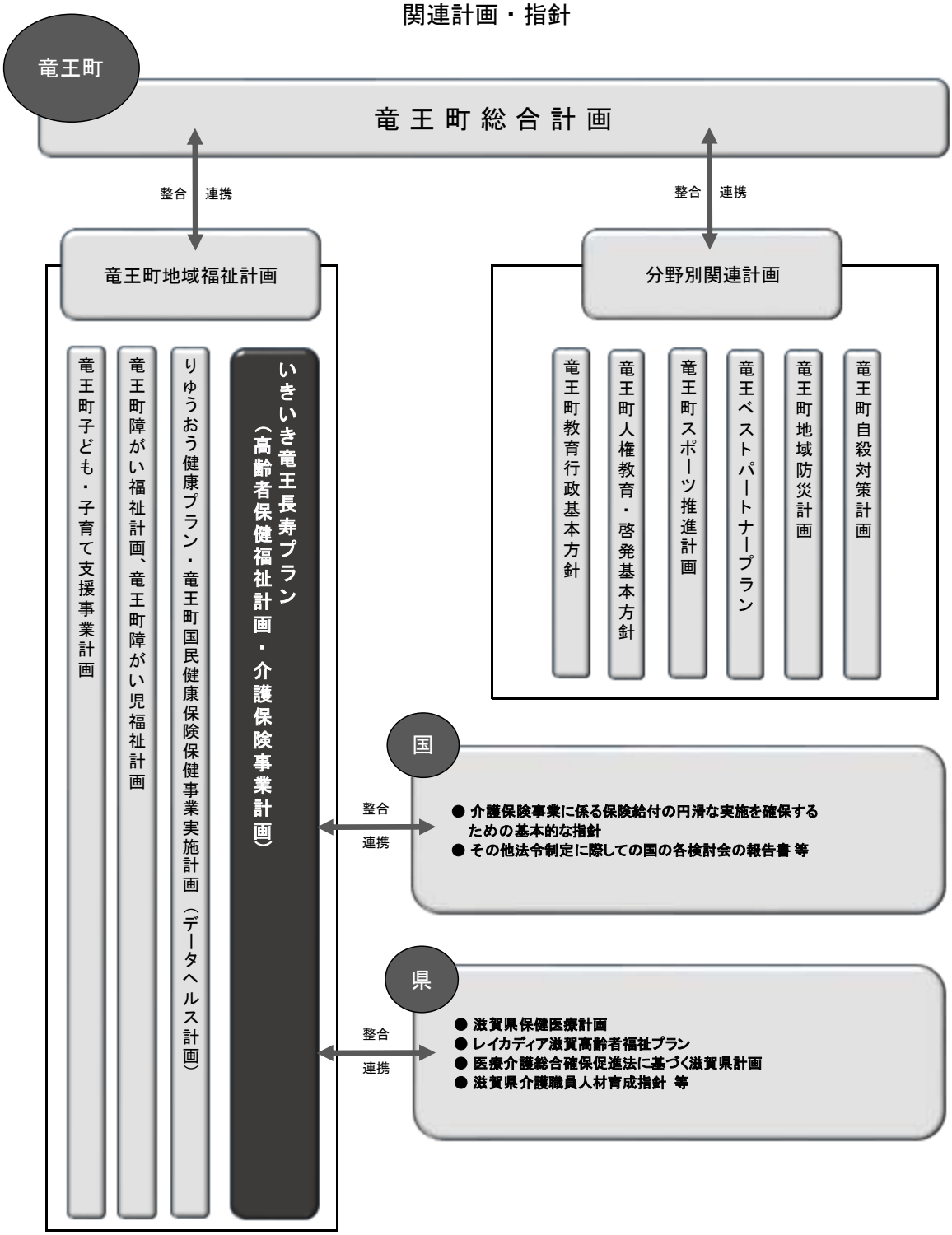

第３節　計画期間

本計画の計画期間は、令和３年度（2021 年度）から令和５年度（2023 年度）までの３年間とします。

本町が将来、人口減少や少子高齢化が一層進むことをふまえ、介護給付費の推計など、必要な事項は、令和 22 年度（2040 年度）までの展望を示します。

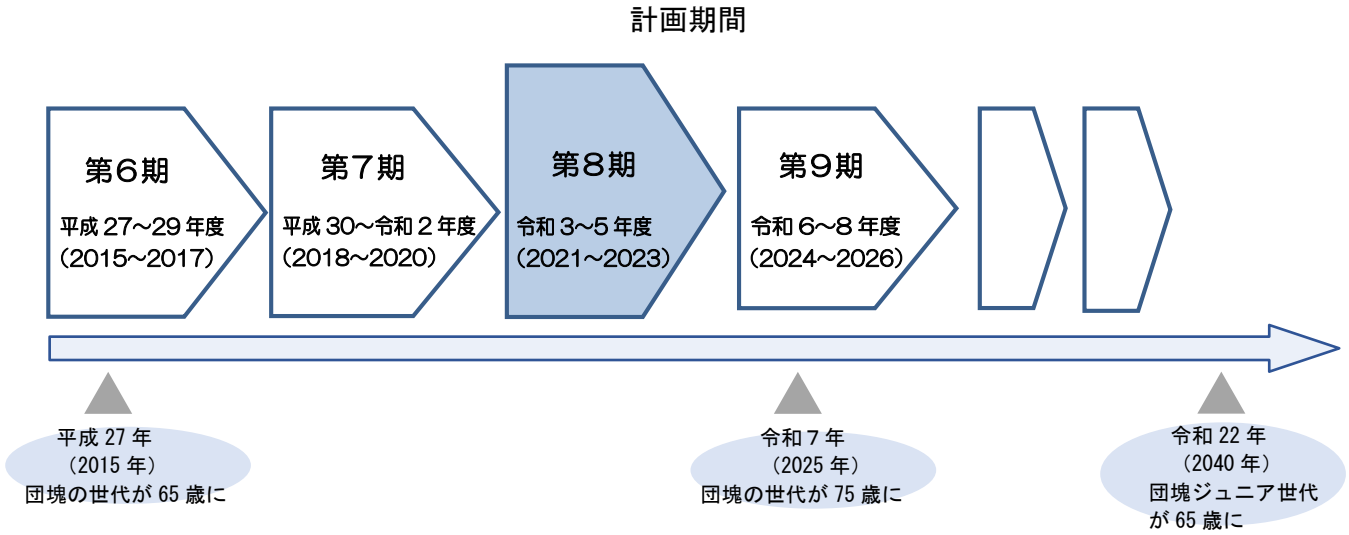

第４節　計画策定の方法

本計画の策定にあたっては、庁内関係課との連携・協力のもと計画の原案づくりを行うとともに、幅広い意見を計画に反映させるために、町内の高齢者、介護サービス事業所を対象としたアンケート調査や住民を対象としたパブリックコメントを実施し、本計画作成の参考資料としています。

１　アンケート調査の実施

計画の策定にあたっての基礎資料とするために、高齢者や介護サービス事業所を対象に、令和２年１月から２月にかけて、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、介護人材確保に関する調査を実施しました。

また、介護人材確保に関して、より詳細な実態やニーズを把握するため、令和２年８月に、竜王町介護人材確保に関する再調査（事業所・施設調査、介護職員調査）を実施しました。

アンケート調査の方法

種類	対象	調査方法	配布数	回収数	回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	一般高齢者（65 歳以上の人で、要介護認定を受けていない人や、要支援１・２の認定を受けている人）	郵送による配布・回収	2,818 人	2,097 人	74.4%
②在宅介護実態調査	要介護高齢者（在宅で生活しながら要介護認定を受けている人）	郵送による配布・回収	307 人	212 人	69.1%
③介護人材確保に関する調査	介護サービス事業所の責任者	郵送による配布・回収	21 事業所	21 事業所	100%
④介護人材確保に関する再調査	介護サービス事業所の運営法人（事業所・施設調査）	各法人に持参し、郵送で回収	11 法人	11 法人	100%
	介護サービス事業所の介護職員（介護職員調査）	各事業所で手渡し配布し、郵送で回収	193 人	129 人	66.8%

２　竜王町高齢者保健福祉計画策定委員会での協議

竜王町高齢者保健福祉計画策定委員会は、保健医療関係者、福祉関係者、地域活動団体や住民の代表者で構成され、計画の進捗状況等の確認や見直し、介護サービスの需要の見通しと供給量の確保・保険料等の検討を行いました。

３　パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の皆様等のご意見を聴取し、その意見を計画に反映させるために、令和３年１月から２月にかけてパブリックコメントを実施しました。

第５節　日常生活圏域の設定

地域包括ケアは、「概ね 30 分以内で移動できる人口２万人程度の日常生活圏域を設定して推進していくこと」とされており、本町においては、町域を１つの日常生活圏域として設定し、施策を進めます。